

令和 7 年 6 月 18 日

会員各位

一般社団法人東京都老人保健施設協会
会 長 平 川 博 之（公印省略）

令和 7 年度永年勤続優良職員表彰候補者の推薦について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記職員表彰につきまして、一般社団法人東京都老人保健施設協会表彰規程に基づき、今年度は令和 7 年 10 月 2 日に開催される第 19 回東京都介護老人保健施設大会において会長表彰を執り行う準備を進めております。

表彰候補者を推薦される場合は、別紙「永年勤続優良職員表彰候補者推薦書」を 7 月 31 日までに東京都老人保健施設協会事務局宛てにご郵送下さるようお願い申し上げます。

なお、各施設から推薦して頂いた表彰候補者につきましては、当協会表彰規定により、協会理事役員を選考委員とする表彰選考会議を経て受賞者を決定の上、施設宛てに結果を通知させていただきますのでご承知いただきますよう宜しくお願いいたします。

敬具

送付先 〒160-0017
新宿区左門町 6-7 鯉江ビル 802
一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局
TEL03-6380-4351 担当 根本

なお、表彰規定および、推薦書等は老健とうきょうホームページ「お知らせ」からご確認ください。

会場での授与が原則となります。なお、都合により本人が出席できない場合は、必ず代理の方のご出席をお願いいたします。当日は、大会参加(一日)を予定してください。

予めご承知おきください。

一般社団法人東京都老人保健施設協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、会員施設職員で、多年にわたり業務の運営や利用者の介護サービス等の職務に精励し、他の模範となる職員を表彰することにより、施設職員全体の士気の高揚に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 永年勤続優良職員表彰

(表彰対象者)

第3条 表彰対象職種は、施設長及び医師以外の職種とする。

2 対象職員は原則として常勤職員とする。

(表彰候補者の推薦と受賞者の選考)

第4条 表彰候補者は、所属施設長が一般社団法人東京都老人保健施設協会表彰規程に基づき職員の中から推薦するものとする。

ただし、推薦人員は、入所定員 100 人以下の場合は 1 人、100 人を超える場合は 2 人とする。

2 受賞者は所属施設長から推薦があった者の中から選考するものとする。

(永年勤続優良職員表彰の対象者)

第5条 勤続年数は、同一施設勤続 10 年以上とする。

2 被推薦者は、勤続年数を満たすとともに勤務成績が良好な職員とする。

(基準日)

第6条 勤続年数は、当該表彰を行う年度の 10 月 1 日現在を基準日とする。

(表彰の方法)

第7条 一般社団法人東京都老人保健施設協会会長より表彰状及び記念品を贈呈し表彰する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年 1 回、東京都介護老人保健施設大会において行う。

(実施細目)

第9条 この規程に定めのない事項については、別に定める実施細目による。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

一般社団法人東京都老人保健施設協会表彰実施細目

1 趣旨

この実施細目は、一般社団法人東京都老人保健施設協会表彰規程第9条の規定に基づき施設職員に対する表彰について、必要な事項を定めるものである。

2 勤続年数の算定

- (1) 職員の勤続年数は、原則として現施設における常勤職員としての勤続年数とする。
- (2) 上記にかかわらず次の場合にあっては、その期間を通算する。
 - ① 同一法人の内部異動で過去に現施設に勤務歴がある場合は、当該期間を通算する。
 - ② 勤務期間中の休職期間については、当該期間を除き通算する。

3 受賞者の選考

理事役員を選考委員として表彰選考会議を開き、受賞者を決定する。

4 表彰式

- (1) 表彰式は、毎年1回東京都介護老人保健施設大会において行うものとする。
- (2) 受賞者の出席を求め、各施設代表者に表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

5 表彰状の記載

表彰状に記載するのは、施設名と氏名とし、勤続年数は記載しない。

6 その他

この実施細目に定めない事項については、会長が別に定める。

附則

この実施細目は、平成25年4月1日から適用する。